〈略語〉

ＤＳ	ダクトスペース	床なし
ＰＳ	配管スペース	床なし
ＥＰＳ	電気配管スペース	床なし
ＥＶ	エレベーター	
ＡＷ	アルミ製窓	
PWC	網入磨板ガラス	

〈壁〉

- 鉄筋コンクリート造
- コンクリートブロック造
- 軽量鉄骨下地ボード壁

〈平面記入〉

- 延焼の恐れのある部分
- 防火区画線（面積竪穴区画）
- 防火区画線（異種用途区画）
- 防火区画線
- Ⓣ 防煙垂れ壁（可動式、煙感知器連動）
  天井下り500mm以上(3～6Fは800mm)、仕上は不燃材料
  手動作動装置付
- T 防煙垂れ壁（固定）
  天井下り500mm以上(3～6Fは800mm)、仕上は不燃材料
  ㊟ 駐車場は別記による

㊦ T 防煙区画ライン上の扉上部垂れ壁は全て500mm以上とする。但し、500mm未満の場合は不燃材扉とし自動閉鎖機構とする。

㊦-不燃扉

- 建築基準法施行令第126条の6による非常用進入口
- 建築基準法施行令第126条の6によるH:1,200mm以上 W:750mm以上、又は内径1,000mm以上で外部から進入できる開口部
- 避難器具設置場所
- 排煙作動ＢＯＸ(手動)及びクレセント等 FL+800～1,500mmの高さに設ける（天井チャンバーの場合は手元起動ランプ付とする。）

- 特 特定防火設備（常時閉鎖,令112条第14項）
- 特 特定防火設備（随時閉鎖,令112条第14項）
- SS 特定防火設備シャッター（令112条第14項）
- 防 防火設備（常時閉鎖,令112条第14項）
- 不 不燃扉
- K 解錠装置付出口（令第125条の2）
- 防 告示H17第1392号(S48第2563号)による防火設備（シャッター）熱感知器連動自動閉鎖型(随時閉鎖可能)
- 特 エレベーター扉(大臣認定品)(特定防火設備) CAS0571

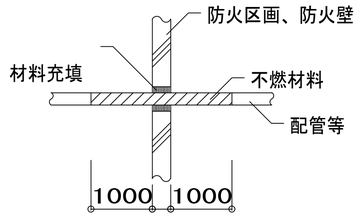

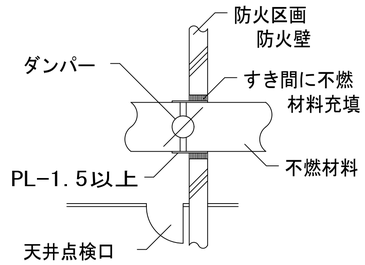

防火区画を貫通する配管ダクト等

すき間に不燃

特記の他下記による
・便所の換気回数15回/h以上とする。
・湯沸室は電気給湯式とする。

〈その他〉

- ＦＡ= ㎡ --- 防火区画面積
- ＳＡ= ㎡ --- 防火区画面積

自然排煙 --- 排煙に有効な開口部が確保されている部分
← 排煙窓 （オペレーターはワンタッチ式）

機械排煙 --- 排煙機を設ける排煙設備のある部分

四ーハ(１) --- 告示H12第1436号四ーニ(１)の適用を受ける部分

四ーハ(２) --- 告示H12第1436号四ーニ(２)の適用を受ける部分

四ーハ(４) --- 告示H12第1436号四ーニ(４)の適用を受ける部分

自然換気 --- 換気に有効な開口部が確保されている部分

機械換気 --- 機械換気設備を設ける部分

非常照明 --- 非常用照明設備を設ける部分
(1ルックス以上,蛍光灯は2ルックス以上)

--- 屋外同等の空間

・設備配管等の防火区画貫通部は、令第112条第15項及び令第129条の2の5第1項による。(告示H12第2465号(H12第1422号)による構造とする。)

・防火区画を貫通するダクトは、令第112条第16項による構造とする。
(告示H12第1372号(S48第2565号)及H12第1376号)

・FD・SFD・HFDには点検口（450mm角以上）を近くに設ける。
(作動温度はFD・SFDは72℃としHFDは280℃とする。)

・サッシスパンドレル部分は、112条10項による構造とする。

着工	平成 28年 6月25日		
竣工	令和 元年 11月30日		
監理		監理 日建・上田特定監理業務等共同企業体	
施工		施工 大成・大旺新洋特定建設工事共同企業体	

完成図 意-183

日建・上田特定設計委託業務共同企業体

高知市都市建設部公共建築課					
担当	担当	係長	課長補佐	副参事	課長

高知市新庁舎建設工事

凡例

意 15－1

NO. 0－140004－B